

(財)日弁連法務研究財団

認証評価評議会(第14回)議事録

2010(平成22)年1月25日(月)11時~13時

## (財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第14回)議事録

- 1 日 時 2010(平成22)年1月25日(月)11時~13時
- 2 場 所 弁護士会館17階1704会議室(日本弁護士連合会)
- 3 出席者  
議 長 平山正剛  
評議員 大谷實,小島邦夫,佐柄木俊郎,新堂幸司,高橋宏志,千種秀夫,  
松尾浩也,吉村徳則(50音順・敬称略)  
事務局長 清永敬文  
事務局次長 石井邦尚  
事務局員 今泉亜希子,島岡清美
- 4 議 題

### (審議事項)

- 1 評価基準改定案の評価委員会での審議状況について
- 2 2010年度の事業計画について
- 3 文部科学省・法科大学院「コアカリキュラム」について

### (報告事項・意見交換事項)

- ・ 2009年度秋学期認証評価の実施状況の報告と今後の課題について  
「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント(意見公募手続)の実施について」(文部科学省)  
「追評価制度」の導入について(大学基準協会)

### 5 議 事(要旨)

議長より,本会議は,認証評価事業基本規則の第11条2項2号「財団理事長または認証評価評議会議長が必要と認めたとき」に基づき開催する旨宣し,議事に入った。なお,平山議長は都合により審議事項1の審議終了後に

退席し、その後については、新堂幸司認証評価評議員が職務を代行することとした。

## 【審議事項】

### 1 評価基準改定案の評価委員会での審議状況について

事務局から、当財団の「法科大学院評価基準」及び関連する諸規則等の規定の改定案の作成についての当財団評価委員会での議論状況、及び関連する文部科学省、他評価機関の動き等について報告・説明があった。なお、「法科大学院認証評価事業基本規則」の改正は当財団理事会の決議事項、「法科大学院評価基準」と前記基本規則以外の諸規則は当認証評価評議会の決議事項である。

報告・説明の要点は、この5年間の第1巡目の認証評価を踏まえたより効率的・効果的な基準にする、法科大学院の現状を踏まえ、制度発足直後より一層、実質的な部分に踏み込んだ基準とする、法令の改正等へ対応する、の3点。については、一部の問題についてすでに前回の当認証評価評議会で意見書を取りまとめ、文部科学省へ提出しているが、当初案から大きな変更のないまま手続が進んでいるため、それに可能な限り沿う方向で検討を進めている。また、当財団固有の評価基準である「法曹に必要な資質・能力の養成」を「法曹に必要なマインド・スキルの養成」に表現を統一し、かつ、当該基準について、総合評価基準としての位置づけを持たせたい。さらに、他の2評価機関が採用している「追評価制度」の採否についても、今回の改定のテーマとなっている旨も加えて、報告・説明の補足がなされた。

本改定案への評価・意見としては、「追評価が救済措置とならないよう留意が必要」当財団は、別事業として法科大学院統一適性試験を実施しているが、最低基準を実施機関が定めるのが合理的かどうかについて、非常に問題意識を持っている。何をもちいて最低基準とするかというのは、なかなか責任を持って決めがたく、議論がまだ煮詰まっていない」といった趣旨の発言があった。

なお、認証評価事業に関連するものとして、本年1月22日のマスコミ報道で明らかにされた中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が示した、

いわゆる改善についての「重点校」14校と「継続校」12校の「評価」について、当財団及び他機関の認証評価結果との整合性などの見地から、意見交換を行った。

この問題については、「法令に基づく認証評価機関の役割を意識しないで、事実上 文部科学省の諮問機関が直接評価を行ってそれを公表してしまうのだとすると、本来の法制度趣旨からして問題ではないか」「成績評価・修了認定が甘いと断じるのは非常に困難であるはずで、当財団でも時間と人手を最も割いて、慎重に評価をしてきた部分である。何を材料として検討し、断定し得たのか」「なぜ法科大学院だけについてこういうことを言い出したのか疑問」「これが受験生に大きな影響を与えることが想像に難くない」「法科大学院がすごく問題だということが言われ過ぎたがゆえに、受験生が減り悪循環に陥っている。今は、大学生の質も大きく落ちているのが大問題になっていて、今回のものも、レポートするだけで終わるのだとしたら問題だ」などといった意見があった。

## 2 2010年度の事業計画について

事務局より説明があり、提案のとおり承認された。主なものとしては、2008年度認証評価実施校のうち再評価要請を付した3校の再評価の実施及び「新評価基準・規定」の決定とその後の周知活動を含む2011年度開始の第2巡目認証評価の準備作業。

## 3 文部科学省・法科大学院「コアカリキュラム」について

文部科学省大学改革推進等補助金専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムによる『「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループ』の作成したコア・カリキュラム第一次案について意見交換を行った。

「共通的な到達目標」において、このコア・カリキュラムがその対象となるとも考えられる大きな問題ではあるが、この内容的なものはともかくとし

て、前記グループによる意見募集に対して、認証評価機関としてどう対応するかということに関しては、評価機関として評価の観点から検討する場合には、意見を述べる必要はないということで、結論とした。

なお、これについては、「新司法試験のうち短答式の試験には多少の、予備試験には大きな影響を与えるのではないか」「今までの司法試験委員会が事実上出していたと思われているメッセージとは少しズレがある。最悪の場合、司法試験委員会はコア・カリキュラムを相手にせずという、近衛内閣みたいなことを発表するのかもしれない」「従来の司法試験委員会が考えていたものよりは、少し範囲が狭くなってきている面があるが、ある意味では各法律分野は全部網羅している。代わりに周辺部分が少し弱くなっており、足りない部分がある」「法科大学院レベルでは、『法曹倫理』についての本質的な考え方というのがまだでき上がっていないのではないか」「『法曹倫理』は直接の科目名には上がっていないが、予備試験には響く。民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎という部分で、その中にも法曹倫理を含むということになっている。予備試験の門をどれくらい広くするのか、狭くするのが大問題」という趣旨の意見があった。

#### 【報告事項・意見交換事項】

事務局から、文部科学省が行った「専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント(意見公募手続)」に対し、本年1月12日の評価委員会で意見書を作成し、1月14日に評価委員会委員長名で意見を提出した、との報告の上、意見の内容は先般の意見書の内容とほぼ同じで、「受験状況」という言葉が案から外れたことによる修正と、意見書では述べていた理念等の部分を編集した旨、及び、正確な、具体的な省令案の文言はパブリックコメントでは示されておらず、問い合わせても公開されているもの以上のものは出せないとのことだった旨、説明があった。

また、大学基準協会の「追評価制度」について、不適格から2年以内に限

って、1回限りで追評価を求めることができる制度であり、適合となった場合には適格認定を、適格認定の期間は追評価のときから5年間ではなくて、そのもととなる本評価のときからの5年間の残り期間という仕組みになって旨、説明があった。

さらに、2009年度秋学期の認証評価及び2009年度再評価の実施状況について中間報告があった。